

2025年4月24日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久

奥村 榮

古村 一雄

高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守らせるための要請
及び公開質問状の提出について（依頼）

平成7年（1995年）4月26日、六ヶ所村に上記廃棄物（以下ガラス固化体）が、30年から50年間の約束で搬入されてから、明日4月25日で30年を迎えるが搬出先は全く無い。

早ければ30年との約束が守れないどころか、国、県、事業者から県民に対する説明と謝罪が無いことに怒りを持って抗議する。

遅くとも、2045年4月25日までに搬出する約束も、調査・建設で約30年要する最終処分場がそれまでに開始できる可能性はゼロで守られるか不安が募る。

このままでは貯蔵期間が延長され、青森県のイメージダウンを招き、実質最終処分地化されかねないとの県民の不安、苦悩が更に増え続けることが懸念される。

知事は、国、事業者に搬出期限の約束を守らせるために早急な対応をすべきであり、下記により、要請及び公開質問状を提出します。対応方についてはよろしく願います。

記

1、要請内容

- (1) 早ければ30年間の、2025年4月25日に搬出できない理由を知事は県民に説明し、謝罪することを求める。
- (2) 別紙の経緯から、国に搬出期限順守の第一義的責任があり、2045年4月25日よりも一日も早く、搬出するよう、国としてどのように責任を果たすのか、具体的な対応を早期に示すように求める。
- (3) 昨年2024年12月24日開催された核燃料サイクル協議会で、国は「貯蔵期間の約束が残り20年となることを認識しており、事業者がこの約束を順守するよう指導する」と述べて

いるが、「残り20年の認識の真意」及び国として、これまでと異なった新しい対策を進めるのか確認を求める。

(4) 国に具体的な対応として、2045年4月までのロードマップ(工程表)の策定及び搬出期限の立法措置を求める。

(5) 別紙 経緯で最終処分場開始時期を原子力長計(平成6年、1994年)では「2040年代半ば(平成50年代後半)」と明記し、最終処分計画(平成12、17、20年)では、平成40年代後半」とした計画が実現しない理由を県は国に確認することを求める。

(6) 電気事業連合会(以下電事連)の責任も大きく、同会にその実行を求め、その対応策を早期に示すよう求める。

(7) 2045年4月25日までに最終処分場操業は不可能で早期に最終処分場以外の搬出について国、電事連で検討し、その内容を県民、国民に説明するよう知事は国、電事連に求める。

(8) 国は、最終処分法に基づく最終処分計画を5年毎に策定することになっているにも関わらず、平成20年以降策定していないことから、知事は国に早期策定を求める。

(最終処分計画ができなければ、NUMOの実施計画もできず、概要調査地区の選定もできず、最終処分場選定は更に遅れる)

(9) 最終処分場建設、操業に関する安全規制の早期法的整備を、知事は国に求める。

2、公開質問状(別紙)

文書にて早期にご回答をお願いします。

事務局 「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

青森県八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所内

0178-47-2321

メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com

以上